

平成24年4月1日から（予定）

「介護労働者設備等導入奨励金」の 名称と助成内容の一部を変更します

介護労働者設備等導入奨励金は、介護労働者の身体的負担を軽減するため、事業者が新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善が見られた場合に、**介護福祉機器の導入などに要した費用の1/2（上限300万円）**を支給するものです。

変更の内容

- ① 奨励金の名称を「**介護労働環境向上奨励金**」に変更します
- ② 新たに「**雇用管理改善に資する制度の導入**」が助成対象になります

支給内容

介護労働者の評価・処遇制度の導入・改善、教育訓練計画の整備・改善などに**要した費用の1/2**（※）を支給します。

（※）○導入する制度の内容に応じて**20万円～40万円**、総額で**100万円を上限**（介護福祉機器導入の支給上限額300万円とは別枠となります）とします。

○制度の導入についての助成を受けた事業者のうち、**新規サービスを開始した事業者**が一定の要件を満たした場合は、支給額に**10万円を加算**します。

支給要件

- ① **計画（6カ月～1年間）に基づき、雇用管理改善に資する制度の導入・適用**を行う事業者であること
- ② **計画期間の終了後の事業所職員の定着率が80%以上**であること
- ③ **介護労働者雇用管理責任者を選任していること** ほか

③ 支給対象となる介護福祉機器から「**ベッド**」を除外します

支給対象となる機器は「介護労働者の身体的負担軽減に効果があるが、事業運営上必須とは言えず、促進策がなければ投資されにくいもの」といった観点から選定したものです。平成23年度までは以下の9種類でしたが、平成24年度からは、ベッドを除外した8種類になります（詳細は、都道府県労働局へお問い合わせください）。

1. 移動用リフト

※立位補助機（スタンディングマシーン）を含む
※移動用リフトと同時に購入したスリングシートを含む

4. 座面昇降機能付車いす

7. シャワーキャリー

2. 自動車用車いすリフト

※福祉車両の場合は、本体を除いたリフト部分のみ

5. 特殊浴槽

※リフトと共に稼働するもの、側面が開閉可能なもの。
同時に購入した入浴用担架や入浴用車いすを含む

8. 昇降装置

※人の移動に使用するものに限る

3. ベッド

※傾斜角度、高さが異なるもの、マットレスは除く

6. ストレッチャー

9. 車いす体重計

※平成23年度末までに、ベッドの導入・運用計画を提出した場合は、これまでどおり支給対象となります。

